

山形大学ものづくりセンター規程

(平成22年3月20日制定)

(設置)

第1条 山形大学工学部に、ものづくりセンター(以下「センター」という。)を置く。

(設置目的)

第2条 センターは、山形大学における工学教育・研究の拠点として、実践的な技術者を目指す人材育成、教員研究の技術支援および企業の技術支援を通じた社会連携の充実に目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、実験・実習等の実践教育、ものづくり教育推進支援、対外競技サークル等への活動の場の提供および技術支援、教員研究実験機器・装置の設計・製作支援、企業技術者・児童生徒・一般市民に対する技術相談、ものづくり・理科実験教室、機器・装置試作等の業務を行う。

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) ものづくり教育部門
- (2) 加工技術部門
- (3) 社会連携部門

2 部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 各部門の長(以下「部門長」という。)
- (3) 支援教員
- (4) 支援技術職員

(センター長)

第6条 センター長は、工学部副学部長の中から工学部長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(部門長)

第7条 部門長は、支援教員の中からセンター長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

(支援教員)

第8条 支援教員は、工学部(大学院理工学研究科)教員の中から工学部長が指名する。

2 支援教員に関し必要な事項は、別に定める。

(支援技術職員)

第9条 支援技術職員は、工学部技術部職員の中から工学部長が指名する。

2 支援技術職員に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、山形大学ものづくりセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、センター長、部門長及びセンター長が指名する者をもって組織する。

3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、工学部事務部において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。